

京 都 大 学 大 学 院 教 育 支 援 機 構 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 機構は、研究科等が担う研究者養成及び高度専門職業人養成の機能に関し、充実強化を図るための必要な支援を行うための組織として、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 大学院における共通・横断教育の実施並びに企画及び運営の統括</p> <p>(2) 大学院学生に対する経済支援方策の企画及び実施</p> <p>(3) 産学協同教育、国際教育その他大学院学生のキャリア形成に係る教育プログラム等の企画開発</p> <p>(4) 大学院学生のキャリア形成に係る支援方策の企画及び実施</p> <p>(5) 大学院への留学生の受入れを促進するための方策等の企画及び実施</p> <p><u>(6) その他本学大学院における人材養成機能を充実強化するために必要な支援業務のうち、次条第1項の機構長が必要と認めること。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(協議会)</p> <p>第5条 機構に、その運営に関する重要事項を審議するため、協議会を置く。</p> <p>第6条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。</p> <p>(1) 機構長</p> <p>(2) 副機構長</p> <p>(3) 各研究科長</p> <p>(4) 研究所長又はセンター長 1名</p> <p>(5) 第9条に定める部の長</p> <p><u>(6) 国際高等教育院事務長</u></p> <p>(7) その他機構長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項第4号及び<u>第7号</u>の協議員は、機構長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第4号及び<u>第7号</u>の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>第9条 機構に、次に掲げる部を置く。 大学院共通教育部 国際連携キャリア形成支援部</p> <p>(大学院共通教育部)</p> <p>第10条 大学院共通教育部は、第2条第1号の業務及びこれに関連する同条<u>第6号</u>の業務をつかさどる。</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>(1) 大学院における共通・横断教育の実施並びに企画及び運営の統括</p> <p>(2) 大学院学生に対する経済支援方策の企画及び実施</p> <p>(3) 産学協同教育、国際教育その他大学院学生のキャリア形成に係る教育プログラム等の企画開発</p> <p>(4) 大学院学生のキャリア形成に係る支援方策の企画及び実施</p> <p>(5) 大学院への留学生の受入れを促進するための方策等の企画及び実施</p> <p><u>(6) 大学院横断教育プログラムの教育の質を保証するために必要な業務の実施</u></p> <p><u>(7) その他本学大学院における人材養成機能を充実強化するために必要な支援業務のうち、次条第1項の機構長が必要と認めること。</u></p> <p>(協議会)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>第6条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。</p> <p>(1) 機構長</p> <p>(2) 副機構長</p> <p>(3) 各研究科長</p> <p>(4) 研究所長又はセンター長 1名</p> <p>(5) 第9条に定める部の長</p> <p>(6) その他機構長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項第4号及び<u>第6号</u>の協議員は、機構長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第4号及び<u>第6号</u>の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第9条 機構に、次に掲げる部を置く。 大学院共通教育部 国際連携キャリア形成支援部 <u>大学院横断教育プログラム推進部</u></p> <p>(大学院共通教育部)</p> <p>第10条 大学院共通教育部は、第2条第1号の業務及びこれに関連する同条<u>第7号</u>の業務をつかさどる。</p>

改正前	改正後
<p>第11条 大学院共通教育部に、部長及び副部長並びに専任又は兼任の室員を置く。</p> <p>2 部長は、国際高等教育院長をもって充て、大学院共通教育部の業務を統括する。</p> <p>3 副部長は、本学の専任教授のうちから機構長が委嘱し、部長を補佐するとともに、必要な連絡調整を行う。</p> <p>4 室員は機構長が委嘱し、大学院共通教育部の業務に従事する。</p> <p>5 <u>前各項に定めるもののほか、大学院共通教育部</u> <u>に関し必要な事項は、機構長が定める。</u></p>	<p>第11条</p> <p>2</p> <p>3 (同左)</p> <p>4</p>
<p>(中略)</p> <p>第13条 企画評価専門委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>機構長及び副機構長</u></p> <p>(2) <u>大学院共通教育部長及び副部長</u></p> <p>(3) 京都大学国際高等教育院規程（平成25年達示第7号）第11条第1項第3号及び第4号の国際高等教育院企画評価専門委員会委員のうちから機構長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第3号の委員は、機構長が委嘱する。</p>	<p>第13条 企画評価専門委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>大学院共通教育部長</u></p> <p>(2) <u>大学院共通教育部副部長</u></p> <p>(3) 京都大学国際高等教育院規程（平成25年達示第7号）第11条第1項第3号及び第4号の国際高等教育院企画評価専門委員会委員のうちから機構長が必要と認める者 若干名</p> <p>2</p>
<p>第14条 企画評価専門委員会に、委員長を置き、大学院共通教育部長をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、企画評価専門委員会を招集し、議長となる。</p>	<p>第14条</p> <p>2 (同左)</p>
<p><u>第15条</u> 第8条の規定は、企画評価専門委員会について準用する。この場合において、「協議会」、「協議員」とあるのはそれぞれ「企画評価専門委員会」、「委員」と読み替えるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(産学協同キャリア形成推進オフィス)</p>	<p><u>3</u> 第8条の規定は、企画評価専門委員会について準用する。この場合において、「協議会」、「協議員」とあるのはそれぞれ「企画評価専門委員会」、「委員」と読み替えるものとする。</p> <p>第15条 <u>前5条に定めるもののほか、大学院共通教育部</u> <u>に関し必要な事項は、機構長が定める。</u></p> <p>(産学協同キャリア形成推進オフィス)</p>
<p>第18条 産学協同キャリア形成推進オフィスは、第2条第3号の業務及び第4号に掲げる業務のうち、民間企業との連携による教育機会等の拡充その他産学協同教育を通じた大学院学生のキャリア形成の支援等に係る業務並びにこれらに関連する同条<u>第6号</u>の業務をつかさどる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(就学・キャリアサポートオフィス)</p>	<p>第18条 産学協同キャリア形成推進オフィスは、第2条第3号の業務及び第4号に掲げる業務のうち、民間企業との連携による教育機会等の拡充その他産学協同教育を通じた大学院学生のキャリア形成の支援等に係る業務並びにこれらに関連する同条<u>第7号</u>の業務をつかさどる。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(就学・キャリアサポートオフィス)</p>
<p>第20条 就学・キャリアサポートオフィスは、第2条第2号の業務及び第3号に掲げる業務のうち、大学院学生の教育能力の向上等に係る教育を通じた大学院学生のキャリア形成の支援等に係る業務並びにこれらに関連する同条<u>第6号</u>の業務をつかさどる。</p> <p>(中略)</p> <p>(グローバル展開オフィス)</p>	<p>第20条 就学・キャリアサポートオフィスは、第2条第2号の業務及び第3号に掲げる業務のうち、大学院学生の教育能力の向上等に係る教育を通じた大学院学生のキャリア形成の支援等に係る業務並びにこれらに関連する同条<u>第7号</u>の業務をつかさどる。</p> <p>(グローバル展開オフィス)</p>

改正前	改正後
<p>第22条 グローバル展開オフィスは、第2条第5号の業務並びに同条第3号及び第4号に掲げる業務のうち、海外の教育研究機関に留学して研究指導を受ける機会等の拡充その他国際教育を通じた大学院学生のキャリア形成の支援等に係る業務並びにこれらに関連する同条第6号の業務をつかさどる。</p> <p>(中 略)</p>	<p>第22条 グローバル展開オフィスは、第2条第5号の業務並びに同条第3号及び第4号に掲げる業務のうち、海外の教育研究機関に留学して研究指導を受ける機会等の拡充その他国際教育を通じた大学院学生のキャリア形成の支援等に係る業務並びにこれらに関連する同条第7号の業務をつかさどる。</p> <p><u>(大学院横断教育プログラム推進部)</u></p> <p>第24条 <u>大学院横断教育プログラム推進部は、第2条第6号の業務及びこれに関連する同条第7号の業務をつかさどる。</u></p> <p>第25条 <u>大学院横断教育プログラム推進部に、部長及び副部長並びに専任又は兼任の室員を置く。</u></p> <p><u>2 部長は、機構長が指名する副機構長をもって充て、大学院横断教育プログラム推進部の業務を統括する。</u></p> <p><u>3 副部長は、本学の専任教授のうちから機構長が委嘱し、部長を補佐するとともに、必要な連絡調整を行う。</u></p> <p><u>4 室員は機構長が委嘱し、大学院横断教育プログラム推進部の業務に従事する。</u></p> <p><u>(大学院横断教育プログラム運営委員会)</u></p> <p>第26条 <u>大学院横断教育プログラム推進部に、大学院横断教育プログラムにおける教育の評価及び質保証、運営に関する企画並びに関係する研究科との調整に関し必要な事項を審議するため、大学院横断教育プログラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</u></p> <p><u>(1) 大学院横断教育プログラム推進部長</u></p> <p><u>(2) 大学院横断教育プログラム推進部副部長</u></p> <p><u>(3) 大学院横断教育プログラム推進部長が指名する博士課程教育リーディングプログラム及び卓越大学院プログラムの責任者</u></p> <p><u>(4) その他大学院横断教育プログラム推進部長が必要と認める者 若干名</u></p> <p><u>3 前項第3号及び第4号の委員は大学院横断教育プログラム推進部長が委嘱し、第4号の委員の数は第3号の委員と同数以上とする。</u></p> <p><u>4 第2項第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>第27条 <u>運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。</u></p> <p><u>2 委員長は大学院横断教育プログラム推進部長をもって充て、副委員長は大学院横断教育プログラム推進部副部長をもって充てる。</u></p> <p><u>3 委員長は、運営委員会を招集する。</u></p>

改正前	改正後
<p>(事務組織)</p> <p><u>第24条</u> 機構の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第25条</u> この規程に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、機構長が定める。</p>	<p><u>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。</u></p> <p><u>第28条</u> 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。</p> <p><u>2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。</u></p> <p><u>3 運営委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、運営委員会の議事の運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。</u></p> <p><u>第29条</u> 前5条に定めるもののほか、大学院横断教育プログラム推進部に関し必要な事項は、機構長が定める。</p> <p>(事務組織)</p> <p><u>第30条</u> 機構の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第31条</u> この規程に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、機構長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p>